

## 「口座振替等により県税を納付した事実の証明書」を請求される方へ

※ この証明書は、領収証書が発行されない納付方法（口座振替等）で県税を納付した事実を証明するものであり、納税証明書ではありません。車検を受ける際や融資申込、入札資格審査等に使用する納税証明書として使用することはできません。

※ 「口座振替等により県税を納付した事実の証明書」を交付可能な県税は、令和3年度以降に課税された「自動車税種別割」、「個人事業税」、「不動産取得税」のみです。ただし、口座振替で納付した県税については、令和4年度から交付対象となります。

※ 口座振替等とは、口座振替、クレジット収納、スマホ決済収納、ペイジー収納です。

※ 納付の確認に時間を要しますので、請求されてもすぐに交付できない場合があることをあらかじめご了承ください。

納付日（口座振替日等）から1～2週間程度で県税に収納されます。

### 1 請求の際に必要なもの

- ① 「口座振替等により県税を納付した事実の証明願兼証明書」  
記載例をご参照の上、必要事項を記載して提出してください。  
異なる税目や課税年度、自動車等複数の税目について請求される場合は、それぞれ、「口座振替等により県税を納付した事実の証明願兼証明書」を提出してください。
- ② 申請者（納税義務者）本人又は代理人本人であることを確認できる書類（本人確認書類）の原本
- ③ 委任状（代理人の場合）  
代理人の方（従業員や御家族も含まれます。）が請求される場合は、委任状が必要です。  
※ 様式は任意です。

### 2 郵送で請求する場合

- ① 「口座振替等により県税を納付した事実の証明願兼証明書」  
記載例をご参照の上、必要事項を記載してください。
- ② 請求者（納税義務者）本人又は代理人本人であることを確認できる書類（本人確認書類）の写し
- ③ 委任状（代理人が請求する場合）
- ④ 返信用封筒、所要の金額の切手  
原則として納税義務者（請求者）の住所に送付します。

### 3 納税証明書ではありませんので手数料は不要です。

### 4 本人確認書類について

個人番号（マイナンバー）カード、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（顔写真付き）、身体障害者手帳等の公的機関が発行した顔写真付きの証明書や、各種健康保険被保険者証等の公的機関が発行した資格証明証、行政書士証票、社員（従業員）証等の関係機関が発行する身分・資格を証明できる書類など

※ 詳しくは次ページを御確認ください。

**A 顔写真付き公的証明書（1点提示）**

個人番号（マイナンバー）カード 運転免許証 旅券（パスポート）  
住民基本台帳カード（顔写真付き）、身体障害者手帳、療育手帳、  
精神保健福祉手帳（顔写真付き）  
税理士、行政書士、弁護士、司法書士の証票等の証明書（顔写真付き）  
外国人登録証明書 船員手帳 海技免状 小型船舶操縦免許証  
猟銃・空気銃所持許可証 戦傷病者手帳 無線従事者免許証 電気工事士免状  
特種電気工事資格者認定証 認定電気工事従事者認定証 耐空検査員の証  
航空従事者技能証明書 運航管理者技能検定合格証明書 教習資格認定証  
動力車操縦者運転免許証 宅地建物取引士証 警備業法第23条第4項に  
定する合格証明書 等

※ 従業員（社員）の方が勤務する会社の代理人として請求する場合、顔写真・住所及び社章（印）が記載された従業員（社員）証がある場合は、「A」に、ない場合は、「C」に代えることができるものとします。

**A の書類をお持ちでない場合（2点提示）**

**(B 2点又は B 1点＋C 1点は可、C 2点は不可)**

**B 顔写真なし公的証明書**  
住民基本台帳カード（顔写真なし） 精神保健福祉手帳（顔写真なし）  
税理士、行政書士、弁護士、司法書士の証票等の証明書（顔写真なし）  
国民健康保険 健康保険 船員保険 介護保険又は後期高齢者医療の被保険者証  
共済組合員証 国民年金手帳 共済年金又は恩給の証書  
各種医療受給者証 母子健康手帳 生活保護受給者証

**C その他の身分・資格を確認できる書類(Bと併せて2点提示、C 2点は不可)**

B に掲げる書類を除く、国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真なし）  
学生証（顔写真付き）  
自動車税種別割以外の県税の納税通知書や領収書 金融機関のキャッシュカード又は預貯金通帳 クレジットカード 国税・地方税の納税通知書や領収証  
敬老・友愛パス（鹿児島市の場合） 診察券

※(C)については、写しをとらせていただきます。

※ いずれも有効期限のあるものは有効期限内のもの及び氏名、住所等が最新の情報に更新されているものに限りです。

注1：本人確認書類については、番号等を控えさせていただきます。また、書類の写しをとらせていただく場合があります。

注2：本人確認書類のうち、有効期限のある書類については、有効期限内のものに限ります。

注3：平成27年10月以降に総務省から郵送された「通知カード」は本人確認書類として用いることはできません。

本人になりすまして不正な目的で納税証明書等の請求や受領を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、申請時の「本人確認」をより厳格に行います。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。